

# 令和7年度 利用調整基準と提出書類

様式は市HP  
「保育所のページ」  
からダウンロード  
できます⇒



## 1. 基準点に係るもの

保育の利用を必要とする事由に応じて、「保育の利用を必要とする証明書」(および添付書類)を提出する。

【注記】必要書類欄の①～⑨の書類は、「保育の利用を必要とする証明書」を意味します。

「★」印の書類は、交野市指定様式で提出してください。

保育の利用を必要とする事由 (※)	必要書類 ※添は添付書類
①就労	①就労証明書 (国統一様式) ◆自営業の方 添「開業届 (控)」「営業許可証」「確定申告書 (控)」いずれかの写し ◆育児休業中(再雇用含む)の方 添育児休業明け入所申込みについての誓約書★ ※育児休業の取得(予定)期間が記載された就労証明書が必要
②妊娠・出産	②出産証明★ 添母子健康手帳の写し※「出産予定日」と「妊娠中の経過」の記載箇所
③疾病	③疾病証明★ (または医師による診断書※) ※医師による診断書は保育不可能/困難の記述があるものに限る
④障がい	④障がい状況証明★ 添障がい者手帳の写し※「顔写真」「等級」「期限」が分かる箇所
⑤入院中の親族又は長期間同居の親族を常時看護又は介護している	⑤介護・看護証明★
⑥求職活動中	⑥求職活動状況申告書・誓約書★
⑦就学中、就学予定	⑦就学等 (予定) 証明書★
⑧児童のきょうだい療育施設に親子通園 (保護者付き添いで通園) している	⑧きょうだい療育施設に親子通園している申告★ 添きょうだいの療育施設の在園証明書
⑨災害復旧等で保育が必要	⑨災害復旧(証明) ★ 添罹災が確認できる書類 (罹災証明等)

※保育の利用を必要とする事由の詳細は、入所案内 (市HP「保育所のページ」内) をご覧ください。

## 2. 調整点に係るもの

以下の内容に応じて書類提出があった場合、調整点を適用する。

【注記】必要書類欄の③④⑤の書類は、「保育の利用を必要とする証明書」を意味します。

「★」印の書類は、交野市指定様式で提出してください。

調整点番号	内容	提出書類 ※添は添付書類
1	保護者が保育士資格を有し、交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設において、月 64 時間以上就労 (内定含む) している	保育士加点申込書★
5	入所保留後 (入所保留中) で、認可外保育施設 (届出施設に限る) に1か月以上通園している	在園証明書★ (認可外保育施設に1か月以上通園していることを証明する内容であること)
9	世帯に未就学の障がい児童がいる	④障がい状況証明★ 添手帳の写しまたは障がいがあることが分かる書類
11・12	交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設又は広域入所施設に2・3号認定で入所していない児童が2人以上同時に入所選考にかかる(多胎児童を含む)	利用調整に係る多子・多胎世帯に関する申告書★
13	保護者に疾病又は障がいがある	疾病: ③疾病証明★ 障がい④障がい状況証明★ 添手帳の写し
14	同居親族の介護・看護をしている	⑤介護・看護証明★
15	転入予定で、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村で特定教育・保育施設等に2・3号認定で入所しており、かつ入所申込において利用施設を第5希望まで希望している	在園証明書★
18	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書★

### 3. 優先順位

以下の内容に応じて書類提出があった場合、基準表に基づいて同点の場合に優先する。

優先項目番号	内容	提出書類等
3	世帯に障がい児（者）がいる	障がいがあることが分かる書類（手帳等）
7	祖父母と同居しているが、祖父母全員に保育の利用を必要とする事由がある	同居祖父母全員の「保育の利用を必要とする証明書」（P7 参照）※提出により「別居」扱いとなる
8	保護者の総所得金額等の合計が低い	<p>令和 6 年度の課税について下記の方は対応が必要</p> <p>①未申告の方 （配偶者の税申告で「控除対象配偶者」となっている方は不要） 税申告を行った後、その旨をこども園課に連絡してください。 ※収入がない等で申告義務がない方も申告が必要です。 ※申告は令和 6 年 1 月 1 日時点で在住していた市区町村で行ってください。 ※他市区町村で税申告を行った方で、その後当方で税情報を確認できなかった場合は、住民税課税（非課税）証明書（写しでも可）の提出をお願いすることがあります。</p> <p>②未転入の方で他市区町村課税の方 住民税課税（非課税）証明書を提出してください。 （該当する保護者全員分）</p> <p>③海外赴任等で、日本国内で課税されていない方 令和 5 年中の日本国外での総収入・日本国内の所得がわかる書類の写しを提出してください。</p> <p>④交野市在住だが他市区町村課税の方 個人情報（マイナンバー）提供書が未提出の方 提供書を提出するか、課税市区町村の住民税課税（非課税）証明書（写しでも可）を提出してください。</p>

以上